

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年5月29日

今治市監査委員 木原盛展

同 永井隆文

監査対象機関	監査結果報告書の日付
上下水道部 上下水道政策局 下水道業務課、下水道工務課	令和7年4月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>電柱の占用料の許可期間が翌年度以降にわたるものにおいて、当該年度分を当該年度の4月末までに納付していないものがあつた。今治市道路占用料徴収条例第4条第3項に定めるとおり徴収されたい。</li> <li>下水道受益者負担金において、債権管理室へ移管するまでは延滞金を徴収していなかった。納期限後にその債権を納付する場合は、地方自治法第231条の3及び今治市公共下水道事業受益者負担に関する条例第16条第1項に基づき延滞金を徴収すること。また、同条例第16条第5項及び市債権管理規則第5条に基づき、延滞金の減免を行う場合は、市事務決裁規程に基づく決裁を受けること。</li> </ol> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>令和7年1月に他市で大規模な道路陥没事故が発生し、国土交通省は、当該陥没箇所と同様の大規模な下水道管路を管理する下水道管理者に対して緊急点検等を要請した。本市は緊急点検対象となる下水道管路を有していないものの、日頃より下水道管路の点検を実施し、適切な維持管理に努められたい。</li> <li>災害等に備えるため、技術職員の育成や技術の継承は重要な課題であることから、計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、技術が途絶えることの無いように努められたい。</li> </ol>	

3 施設の運転に対して影響が小さいもので部品の手配に時間を要しないものについては、突発的な修繕として不具合が発生する都度、修繕対応を実施していたが、不具合が発生する頻度が高いように見受けられた。すべての設備に対して予防的な対応は費用の面から難しいが、施設の運営に支障をきたさないよう、保守点検等の結果も踏まえ、修繕や工事の適切な実施を検討されたい。

4 未水洗化調査委託について、巡回先では空き家や不在のみで住人に面会できず、大半が周知文書も投函していなかったため、本事業の目的である下水道への接続推奨の周知の機会を増やす方法を検討されたい。

(措置の内容)

(指摘)

1 引継書の再見直しとともに、書類保管場所を目につきやすい場所に変更し、保管場所には「道路占用料調定4月1日」と貼付けることで、調定手続き漏れや納入通知書の発送遅延を防止いたします。

2 現在、延滞金の徴収に対応するために催告書等の準備をしています。催告書等の準備ができ次第、延滞金を徴収することといたします。

また、延滞金の減免を行う場合は、市事務決裁規程に基づき適正に事務処理を行います。

(意見)

1 管路の維持管理につきましては、予防保全の観点に立って、腐食の恐れの大い箇所については5年に一度の点検を行い、その中で異状が発見された場合には、詳細調査を行い確実に改築修繕につなげております。また、今回の事故に起因して新たな取組についての知見が発出された場合には、速やかにその知見を取り入れ点検計画を見直すなど、安全の確保と機能保全に努めて参ります。

2 自然災害だけでなく、下水道施設そのものやこれに起因するトラブル、事故等に速やかに、的確に対応するためには、事前準備も重要ですが、そもそもそれを遂行できる組織力を持っていることが前提であると考えます。

そのような組織としての底力を維持していくためには、職員の育成はもとより、新陳代謝を繰り返しながらも、年齢構成においても偏ることなく一定の技術職員数を確保し、技術継承をしていく必要があります。

このため人事当局には、その重要性和「ベテランを作る職員配置」を訴え続けるとともに、インターンシップを積極的に受け入れ後輩学生へ魅力発信を行うなど、職員の採用につながるよう努力して参ります。

3 小さな故障の多くは小規模の古い施設で発生していますが、これらの施設は現在統廃合を進めており、閉鎖予定の施設については大幅な設備の更新を伴わないよう維持管理しております。

今後保守点検の結果をより一層活用し、設備異常の早期発見に努めるとともに効果的な維持修繕を行うことで、故障頻度の低減を図って参ります。

4 令和6年度にこれまでの調査結果を基に未水洗化の要因を分析し、類型化しました。今後は、未水洗化世帯を一律に訪問調査するのではなく、分析結果を踏まえ、水洗化への関心が高いが未水洗化のままの世帯や、不在などで下水道への接続推奨の周知が十分にできていない世帯等を重点的に訪問調査し、不在の場合は繰り返し訪問するなど下水道への接続推奨をより効果的に行います。

また、これまで未水洗化調査を十分に行えていなかった処理区の公共下水道供用開始区域においても未水洗化調査を実施する計画であり、波方・大西処理区については令和6年度に未水洗化世帯リストの作成を終え、令和7年度から未水洗化調査を実施し、他の処理区においても準備ができ次第、順次調査を実施することとしています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
上下水道部 上下水道政策局 水道総務課、水道工務課、今治事業所、 玉川事業所、菊間事業所、 越智諸島事業所、関前事業所	令和7年4月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 修正テープや砂消しゴム等を用いて文字や数字を修正していた事例が多数散見された。こうした修正は、文書の改ざん等の誤解を生じる可能性があることから、文字や数字の修正は、二重線や必要に応じて訂正印による修正、もしくは修正後の書類の提出を相手方に求めるようにし、適切な公文書作成を徹底されたい。</li> <li>2 地方公営企業法施行令第22条の4に規定されている出納取扱金融機関等に対する検査の実績が見受けられなかったため、適切に実施されたい。            なお、検査後に、実施状況を再度報告されたい。</li> <li>3 公営企業職員は労働基準法が適用となるため、労働組合等と市との間で時間外労働及び休日労働に関する協定書（以下、「36協定書」という。）を締結しているが、36協定書に定める1日あたりの時間外労働の上限を超過していたものが見受けられたので、今後は36協定書を遵守されたい。</li> <li>4 水道総務課・水道工務課では、全職員タイムカードにて退勤時間を管理しているが、退勤時間の状況から時間外労働が発生していると見受けられたので状況を確認したところ、時間外労働が発生しているにも関わらず、時間外勤務手当が支給されていない事例が見受けられた。時間外労働の有無について他の事例についても確認し、支給されていない時間外勤務手当については速やかに支給するようにされたい。</li> <li>5 週休日の振替が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。</li> <li>6 請負契約書作成に係る公印の使用について、公印使用承認欄に押印がないものが多数見受けられ、公印使用の手続きに不備があったことが確認されたので、今後は公印規則に基づき、適正に対応するようにされたい。</li> <li>7 緊急工事等の対応について、工事検査室による検査を受けていなかったこと、暫定契約書による契約締結をしていなかったことが確認されたので、その他の事項も含め</li> </ol>	

て契約課発出文書のとおり、今後は適正に対応されたい。

(意見)

- 1 水道総務課・水道工務課において、管理職を含む特定の職員に時間外労働が集中していたことから、負担が過重にならないよう、業務の調整を行う等労務管理を適正に行うようにされたい。なお、リスク回避等の観点から、管理職に業務が集中している状況については見直しをするようにされたい。
- 2 災害等に備えるため、技術職員の育成や技術の継承は重要な課題であることから、計画的な職員採用や技術職員の配置について人事課と協議し、技術が途絶えることの無いように努められたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 文字や数字の修正については、二重線での修正または必要に応じて二重線及び訂正印による修正をするよう全職員に通知し、厳守するようにしました。図面等の修正については、原本をコピーしたものを修正することで修正した箇所がわかるようにし、修正が難しいものについては、相手方に修正した書類の提出を求めるとともにしました。
- 2 出納室が行う出納取扱金融機関等に対する検査の実施に合わせて検査を実施するようにします。今年度は10月頃に検査を行う予定で、検査後は実施状況を報告します。
- 3 今後は、1日あたりの時間外労働の上限を超過しないよう、36協定を遵守します。
- 4 支給していない時間外勤務手当の有無を確認し、該当分については4月21日の給与支払時に支給しました。
- 5 緊急の業務により振替を取得できない場合に備えて、なるべく早い時期の振替取得日を設定し、取得予定日に取得できなかったときは、すぐに振替取得日を変更することで、期限までに取得できるようにします。あわせて、担当者による声掛けを続けることで、全職員が期限までに取得できる体制を構築します。
- 6 公印の使用に際し、使用者及び保管者相互で決裁文書の確認を徹底し、現在は

今治市公印規則に基づいた適正な事務処理を行っています。

- 7 今後の緊急工事等の対応について、令和6年4月1日契約課発出文書のとおり事務処理を行います。

具体例として、配水管からの漏水等による工事については真に緊急性を有することから、専決者の承諾を口頭で得た上で発注し、その後速やかに伺いを作成、暫定契約書により契約を締結いたします。完成後は工事検査室検査員による竣工検査を行います。

(意見)

- 1 令和6年度の時間外労働等の状況を踏まえ、人事課に人員増員を要望するとともに、令和7年度では新たな業務分担を検討しました。その際は、管理職が実務を担っている部分も多いため、チェック機能を果たせる業務分担になるよう配慮しました。
- 2 令和7年度の人員配置の状況や各業務の進捗および技術継承の状況を勘案しながら、定期的に人事課と協議していきます。